

消費税 適格請求書等保存方式(インボイス制度) について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることとなります。適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。この「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請書を提出し、その登録を受ける必要がありますが、令和3年10月1日以降、この申請書の提出が可能となります。改めてインボイス制度の概要等についてご紹介いたします。

1. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

1. 適格請求書等保存方式とは?

複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式

→買手が仕入税額控除の適用を受けるためには帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

2. 適格請求書とは

・「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

→請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

・適格請求書を交付することが出来るのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。

→登録を受けることが出来るのは、課税事業者となります。

→登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

3. 適格請求書発行事業者とは

適格請求書を発行する課税事業者(売手)のことをいいます。

4. 導入時期

令和5年10月1日

2. 適格請求書の記載事項・記載の留意点

必要な記載事項は以下の通りとなります。

なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

＜適格請求書＞

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

- ④ 税率毎に区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率毎に区分した消費税額等(※)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＜適格簡易請求書＞

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率毎に区分して合計した対価の額
- ⑤ 税率毎に区分した消費税額等(※)又は適用税率

(※) 「税率毎に区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率毎に1回の端数処理を行う。

3. 売手の留意点

ここでいう売手とは、「適格請求書発行事業者」のことをいいます。

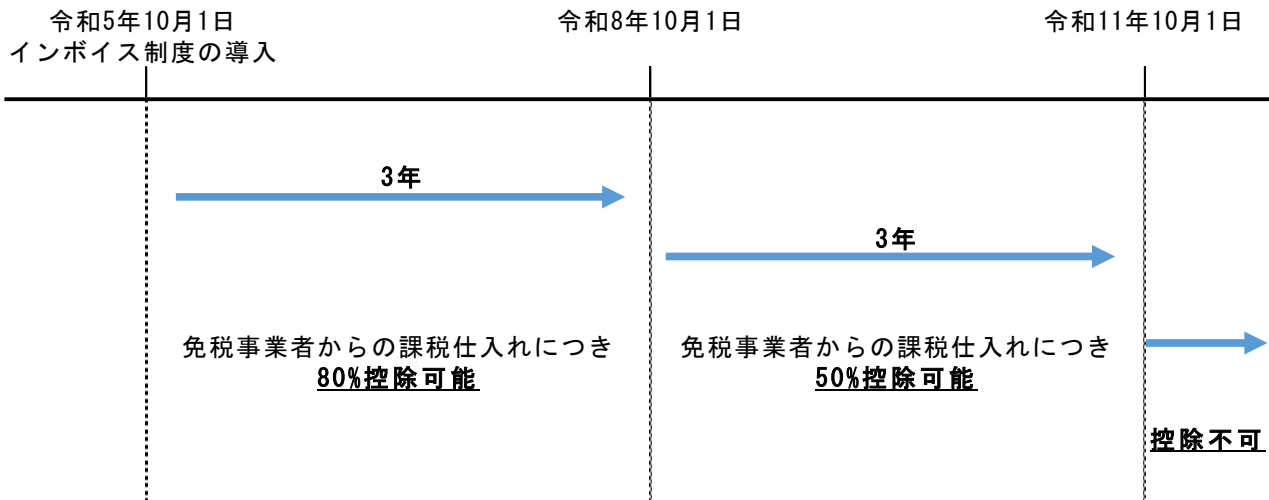
適格請求書発行事業者には、原則として以下の義務が課されます。

- ・ 適格請求書の交付義務
 - 取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務
- ・ 適格返還請求書の交付義務
 - 売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
- ・ 修正した適格請求書の交付義務
 - 交付した適格請求書等に誤りがあった場合に、修正した適格請求書等を交付する義務
- ・ 写しの保存義務
 - 交付した適格請求書等の写しを保存する義務

4. 買手の留意点

- ・ 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の適用となる。
- ・ 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることが出来ない。

ただし、免税事業者からの課税仕入れについては、制度導入後6年間は経過措置が設けられています。



5. 税額計算の方法等

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

ただし、売上げに係る消費税額において「割戻し計算」を選択する場合に限り、仕入れに係る消費税額を「割戻し計算」することが認められることとなります。

・「積上げ計算」

＜売上税額＞ - 適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法

＜仕入税額＞ - 適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法

・「割戻し計算」

＜売上税額＞ - 税率毎に区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に7.8/100(軽減税率対象の場合は6.24/100)を掛けて計算する方法

＜仕入税額＞ - 税率毎に区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に7.8/110

(軽減税率対象の場合は6.24/108)を掛けて計算する方法

インボイス制度における
売上げに係る消費税額・仕入れに係る消費税額の計算方法
適用の有無

売上げに係る消費税額	適用の有無	仕入れに係る消費税額
【割戻し計算】 課税標準額×7.8/100 ↓ 課税期間中の課税売上高(税込)×100/110 or 課税期間中の (課税売上高(税抜)+仮受消費税等)×100/110	○	【積上げ計算】 インボイス等に記載された消費税額の合計額×78/100
	○	【帳簿積上げ計算】 帳簿に記載した消費税相当額の合計額×78/100
	○	【割戻し計算】 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額×7.8/110
【積上げ計算】 インボイス等に記載した消費税額等の合計額×78/100	○	【積上げ計算】
	○	【帳簿積上げ計算】
	×	【割戻し計算】
【割戻し計算】と【積上げ計算】を併用	○	【積上げ計算】
	○	【帳簿積上げ計算】
	×	【割戻し計算】

・積上げ計算により計算した場合

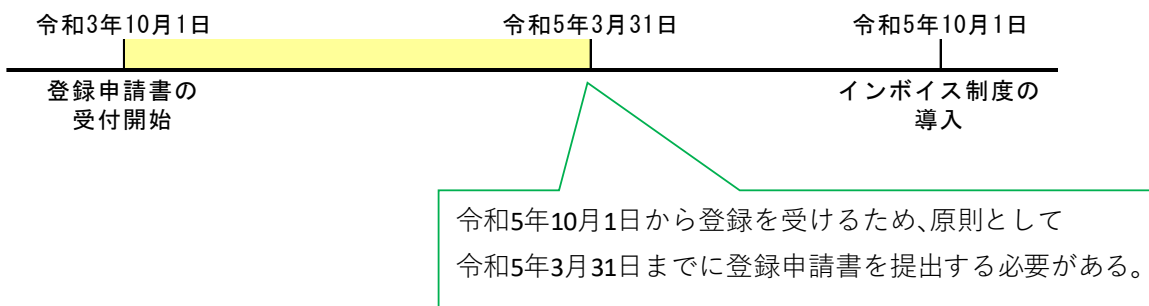
→適格請求書の記載事項である消費税額等につきましては、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。なお、端数処理の方法(切上げ、切捨て、四捨五入など)については、任意の方法とすることが出来ます。

売上税額における「積上げ計算」は、領収金額が少額で領収回数が多い業種においては、割戻し計算により計算する方法を選択した場合よりも、端数処理の関係上、有利になることが考えられます。

一方で売上税額を「積上げ計算」によることとした場合には、仕入税額についても「積上げ計算」による方法が強制されることとなりますが、実務上の負担が増えることが考えられるため、計算方法につきましても慎重な検討が必要となります。

6. 適格請求書発行事業者の登録申請

・登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要となります。
なお、登録申請のスケジュールは以下の通りとなります。



・登録に当たっての留意点

適格請求書発行事業者になる場合には、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要となります。

・免税事業者が登録を受けるためには

免税事業者の場合には、適格請求書を発行することが出来ず、取引の相手方は仕入税額控除を受けることは出来ません。そのため、免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられており、課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録申請書を提出することで課税事業者となります。

なお、登録を受けるかどうかは事業者の任意となりますが、免税事業者が課税事業者となった場合には、消費税の確定申告が必要となり、事務負担が増えます。

しかし登録を受けずに免税事業者のままであれば、適格請求書発行事業者にはなれませんので、買手側は仕入税額控除を取ることができず、免税事業者との取引を停止する買手も出てくることが予測できます。

売手側は総合的に考えて慎重な検討が必要になります。